

小野市副市長の事務分掌に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

小野市長 蓬 萊 務

小野市副市長の事務分掌に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 副市長の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどること。
- (2) 補助機関である職員の担任する事務を監督すること。
- (3) 市長の命を受け、市長の職務を代理すること。
- (4) 市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行すること。

(事故ある場合等の事務処理)

第3条 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、副市長の分掌する事務は、総務担当理事が掌理する。

- 2 副市長及び総務担当理事に事故があるとき又は副市長及び総務担当理事が欠けたときは、副市長の分掌する事務は、総務部長が掌理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(市長の権限に属する事務の一部を委任する規則の一部改正)

- 2 市長の権限に属する事務の一部を委任する規則（昭和51年小野市規則第15号）の一部を改正する規則を次のように定める。

第1条に次の1項を加える。

- 2 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、前項中「副市長」とあるのは「総務担当理事」と読み替えるものとする。

第2条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とする。